

キャンペーンを登録するときの注意

不動産情報サイト アットホームなどに「キャンペーンを表示するには、どのように記載すればいいの?」とお問い合わせいただくことが多数あります。エンドユーザーに正しく伝わるように、以下の内容をご確認ください。

キャンペーンの内容は分かりやすく正確に表示する必要があります!

広告には下記3点を記載してください。

- ①内容:「テーマパークチケットをペアでプレゼント」
- ②期間:「〇月末まで」
- ③条件:「物件をご成約の方」



OK例

『〇月末までにご契約の方に
商品券1,000円分プレゼント』
『ご成約キャンペーン!エアコン1台プレゼント中
(〇月〇日までにご成約の場合)』

NG例

『キャンペーン中!今なら選べるプレゼント付き!』
キャンペーン期間、提供するものの記載がない!

※キャンペーンで景品類を提供する場合は「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」で定められている限度額の範囲内であることが前提です。詳しくは「広告作成のご案内」の「14.景品類の提供、値引き、特典等」にて解説・表示事例をご確認ください(加盟店専用サイトログイン後、ATBB(不動産業務総合支援サイト)の下部からご覧いただけます)。

諸費用や初期費用を登録するときの注意

おすすめコメントなどのコメント欄に、諸費用や初期費用を登録する際のルールについてお問い合わせいただくことがあります。登録する際の注意点を表示例と共にご紹介します。

おすすめコメントなどのコメント欄に、諸費用や初期費用を登録する際は費用の内訳の費目(敷金、礼金、賃貸保証料金、登記費用など)と、内容(かかる金額、値引き、もしくはかからないことなど)を明記してください。

また、初期費用の内訳に仲介手数料が含まれていたり、仲介手数料の代替表現の場合はおすすめコメントと備考欄には登録できません。



敷金と礼金がかからない場合の表示例

OK例 『初期費用(敷金・礼金)はかかりません。』

NG例 『初期費用0円です。』 初期費用の費目の記載がない!

※費目の専用項目があるものは専用項目へのご登録をお願いします。